一〇〇八・二〇	ミレット								A	A	
一〇〇八・三〇	カナリーシード										
一〇〇八・九〇	その他の穀物								A	A	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの								X	A	
	その他のもの										
	ライ小麦								A	X	
	その他のもの										
第一一類											
一一〇一・〇〇	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン										
一一・〇二	小麦粉及びメスリン粉								X		
一一〇二・一〇	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）										
一一〇二・二〇	ライ麦粉										
一一〇二・九〇	とうもろこし粉							七・五%	B10	X	
	その他のもの										
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉								X	X	
	その他のもの										
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット										
	ひき割り穀物及び穀物のミール										
一一〇三・一一	小麦のもの								X	X	
一一〇三・一三	とうもろこしのもの										
一一〇三・一九	その他の穀物のもの							二一・三%	B10	X	
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの										
	オートのもの								X	X	
	その他のもの							八・五%	B10	X	
一一〇三・二〇	ペレット							六%	B10	X	
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの								X	X	
	オートのもの							二一・三%	B10	X	
	とうもろこしのもの							六%	B10	X	
	その他のもの							八・五%	B10	X	
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）										
一一〇四・一二	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物										
一一〇四・一九	オートのもの							六%	B10	X	
	その他の穀物のもの										
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの										
	とうもろこしのもの							二一・三%	B10	X	
	その他のもの							八・五%	B10	X	
一一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）										
一一〇四・二三	オートのもの							六%	B10	X	
	とうもろこしのもの										
	コーンフレークの製造に使用するもの							一六・二%	B10	X	
	その他のもの							一八%	B10	X	
一一〇四・二九	その他の穀物のもの										
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの										
	その他のもの							一七%	B10	X	
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）										

一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット										
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール										
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの								X		
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの										
	カッサバ芋のもの								A	A	
	飼料用のもの										
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。										
	その他のもの										
	第八類の物品のもの										
一一〇六・三〇	その他のもの								X		
	バナナのもの							二一・三%	B10	X	
	飼料用のもの								A		
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。										
	その他のもの										
	その他のもの							一五%	B10	X	
一一・〇七	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）										
一一・〇八	でん粉及びイヌリン										
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）										
第一二類											
一二〇一・〇〇	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物										
一二・〇二	大豆（割ってあるかないかを問わない。）										
一二〇二・一〇	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）										
	殻付きのもの										
	採油用のもの										
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。										
	その他のもの										
	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）										
	採油用のもの										
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。										
	その他のもの										
一二〇三・〇〇	コプラ										
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）										
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）										
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）										
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）										
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）										
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子										
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン										
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）										
	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）										

一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット										
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール										
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの								X		
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの										
	カッサバ芋のもの								A	A	
	飼料用のもの										
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。										
	その他のもの										
	第八類の物品のもの										
一一〇六・三〇	その他のもの								X		
	バナナのもの							二一・三%	B10	X	
	飼料用のもの								A		
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。										
	その他のもの										
	その他のもの							一五%	B10	X	
一一・〇七	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）										
一一・〇八	でん粉及びイヌリン										
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）										
第一二類											
一二〇一・〇〇	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物										
一二・〇二	大豆（割ってあるかないかを問わない。）										
一二〇二・一〇	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）										
	殻付きのもの										
	採油用のもの										
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。										
	その他のもの										
	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）										
	採油用のもの										
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。										
	その他のもの										
一二〇三・〇〇	コプラ										
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）										
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）										
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）										
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）										
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）										
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子										
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン										
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）										
	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）										